

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和4年6月16日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和4年6月16日(木曜日)

午前9時58分開議
午前10時47分休憩
午前10時52分開議
午後0時1分閉会

委員 磯田 毅
委員 緒方 勇二
委員 河津 修司
委員 城戸 淳

欠席委員(なし)
委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第10号 熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について

議案第18号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

報告第1号 令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和3年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第17号 地産地消の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について
- ②大切畑地区県営農地等災害復旧事業の進捗状況について
- ③環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（「みどり新法」）について
- ④あさりの産地偽装問題に係る対応状況について

出席委員(8人)

委員長 西山 宗孝
副委員長 島田 稔
委員 前川 收
委員 小早川 宗弘

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義
政策審議監 阪本 清貴
生産経営局長 楮本 亮治
農村振興局長 清藤 浩文
森林局長 大岩 禎一
水産局長 渡辺 裕倫
農林水産政策課長 徳永 浩美
団体支援課長
兼水産振興課政策監 加藤 栄一
流通アグリビジネス課長 藤由 誠
農業技術課長 高野 真
政策監 武田 好文
農産園芸課長 池田 健三
産課長 鬼塚 龍一
農地・担い手支援課長 中島 豪
首席審議員
兼農村計画課長 青木 公平
農地整備課長 永田 稔
むらづくり課長 吉住 俊郎
技術管理課長 伊藤 寿朗
森林整備課長 笹木 征道
林業振興課長 廣田 邦彦
森林保全課長 中尾 倫仁
水産振興課長 森野 晃司
漁港漁場整備課長 植野 幹博
農業研究センター所長 下田 安幸

事務局職員出席者

議事課主幹 平江 正博

政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 全員おそろいですので、ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐために、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日も、よろしくお願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、当部におきます災害の未然防止の取組及び県産農林水産物のブランド力向上の取組につきまして御報告させていただきます。

6月11日に平年より7日遅く熊本県を含む九州北部が梅雨入りいたしました。当部で

は、出水期に備え、山地災害防止のため、本年度も全国に先駆けて、5月には山地防災パトロールを終えております。市町村と連携して県内207か所の点検を行い、地域住民の方々等にその情報を周知し、現場の防災意識の向上を図っております。

また、林業と県土保全の両立を推進するため、森林所有者や林業従事者向けに、危険箇所の発見方法や林地保全のための施業方法を示す林地保全に配慮した林業のガイドラインを策定するなど、災害の未然防止に向けた取組を強化しております。

さらに、復旧・復興プランにおける喫緊の取組である流域全体の総合力による緑の流域治水を実現するため、5月26日から27日にかけて、田んぼダムの取組を加速化させる支援及び流域治水と連携した森林整備及び治山施設整備の推進に関する支援を国に要望いたしました。

今後も県民の安全、安心を守る防災・減災に着実に取り組むとともに、令和2年7月豪雨災害からの一日も早い復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

次に、県産農林水産物の販路拡大についてです。

県産アサリにつきましては、これまで熊本モデル第1ステージとして、県内及び福岡県の販売協力店へ出荷しておりましたが、6月11日から販売協力店を全国に広げ、日本初のアサリのトレーサビリティシステム熊本モデル第2ステージを開催しております。

今後も、全国の消費者の皆様には純粋な県産アサリを確実にお届けすることで、失われた信頼を取り戻してまいります。

また、令和3年3月に発表いたしました県統一黒毛和牛ブランド「くまもと黒毛和牛」につきましては、先月から首都圏への生体出荷を開始いたしました。5月24日には県議会から高野副議長、西山農林水産常任委員長にも御参加いただき、東京で知事によるトップ

セールスを行いました。翌25日の東京都中央卸売市場の枝肉販売では、重量、単価ともに全国平均を大幅に上回る販売結果となり、出荷された方々も今後の定期的な出荷への意欲が大きく高まりました。

今後も引き続き、熊本県産のブランド力向上のため、関係者の皆様と一丸となり取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

まず、予算関係は、補正予算関係が2件、繰越しに係る報告が2件です。

補正予算関係といたしまして、稼げる農林水産業のさらなる推進のほか、国補正予算に合わせ、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰等総合緊急対策等に係る予算として、10億9,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせまして748億円余となります。

また、報告案件といたしまして、令和3年度一般会計明許繰越し、事故繰越しの報告がございます。

次に、条例等関係では、熊本県産あさりを守り育てる条例の制定と地産地消の推進に関する施策の報告がございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

加えて、その他報告事項が4件ございます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課で

ございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和4年度6月補正予算総括表でございます。

(B)欄が通常分の6月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の通常分の6月補正合計額は、1億1,300万円余の増額補正です。

次に、(C)欄が追号分の6月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の追号分の6月補正合計額は、9億8,500万円余の増額補正です。

6月補正後の総額は、一番右、計の欄の一番下、合計額のとおり、748億円余となっております。

主なものを各課から御説明いたしますが、上の3ページ目次の下に、米印、資料凡例として、説明欄を設けております。該当事業にはマル新、コロナ対策、燃油等高騰対策、7月豪雨、追号と記載しております。

5ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算です。

2段目の農政企画推進費、説明欄のくまもと農林水産業“事業再輝”支援事業は、新型コロナウイルスにより経営が悪化した県内事業者の新たな農林水産業種への事業転換や既存事業を含めた事業発展に対する助成でございます。

農林水産政策課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

9ページをお願いします。

上段の肥料取締事業費、説明欄1の肥料価格高騰緊急支援事業は、本年7月以降の肥料価格の急騰による農業者への影響を緩和するため、化学肥料の削減に取り組む農業者グル

ープに対し、肥料費の増加分の2分の1を助成するものでございます。

化学肥料の施用量を2割軽減する技術を例示し、これに取り組む農業者が令和4年7月から11月までに購入した肥料を対象に、施用対象の作物に限って、その作物ごとに算定した高騰率などに基づく額を助成いたします。

説明欄2の国産肥料安定供給支援事業は、輸入原料に頼っている化学肥料の使用を最小化できるよう、堆肥などの国内由来の未利用資源と普通肥料を混ぜ合わせた混合肥料の開発やそれを用いた栽培の実証について、農業団体等で構成する団体に対し助成を行うものでございます。

下段の土壤保全対策事業費、説明欄の国際水準GAP認証取得緊急応援事業は、経営費が増大する中にあっても販路拡大等に向けて国際水準GAPに取り組もうという農業者の認証取得費を助成するものでございます。

下のページ、下段の農業研究センターの管理運営費は、説明欄のとおり、コロナ禍における効率的な飼料生産実証のため、自動操舵トラクター等の農業機械を導入するものでございます。

農業技術課は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございませう。

11ページをお願いいたします。

まず、2段目の農産物対策推進事業費の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業は、葉たばこの廃作に伴いまして品目転換を図るための農業用機械導入等に対する助成でございます。

今回、令和3年度経済対策分の追加補正をお願いするものでございます。

その下段の米麦等品質改善対策事業費の国産小麦等産地生産性向上事業は、小麦等の産地における団地化の推進、営農技術の導入、増産に必要な施設、機械の導入等に対する助

成でございまして、本年の国の経済対策を活用するものでございます。

その下のくまさんの輝き需要拡大支援事業は、「くまさんの輝き」のコロナ禍で需要が見込めるパックライスの商品化とテスト販売に対する助成でございます。「くまさんの輝き」の需要の拡大と知名度の向上を図ってまいります。

12ページをお願いします。

上段、野菜振興対策費の持続的露地野菜産地育成事業は、バレイショの産地形成に要する経費や実需者ニーズに対応した野菜産地の生産拡大に対する助成でございます。

その下の農業用木質ペレット支援事業は、農業用木質ペレットの価格高騰に対する助成でございます。農家への木質ペレットの安定供給と経営安定を図ってまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

13ページをお願いします。

2段目の畜産振興対策事業費の説明欄、配合飼料価格高騰緊急支援事業につきましては、配合飼料価格高騰により畜産経営の深刻な影響が懸念される中、本年度、国の配合飼料価格安定制度の生産者積立金が増額されたため、その増額分を助成し畜産農家の負担軽減を図るものでございます。

次に、3段目の国庫支出金返納金の説明欄、畜産クラスター事業国庫返納金につきましては、畜産クラスター事業で取得した牛が死亡または廃用したことに伴う補助金分の国庫返納金でございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

14ページをお願いします。

上から2行目の農業委員会等振興助成費は、農業委員会において農地情報や農家の意

向を現場で効率的に把握するために、農業委員や農地利用推進委員が利用するタブレットの導入に要する経費でございます。昨年度の国経済対策分を活用しておりまして、当初要望分は2月補正予算で計上していたところでございますが、市町村からの追加要望があり、今回予算要求したものでございます。

次に、下から2行目の農業大学校費の説明欄、県立農大における新型コロナウイルス感染症対策事業は、農業大学校における感染防止対策に必要な資機材や社会人研修も含めた教育の高度化に必要なトラクターをはじめとした農業機械の導入に要する経費です。

農地・担い手支援課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の17ページをお願いします。

2段目、林政諸費につきまして増額補正をお願いしておりますが、これは、説明欄のとおり、新たに燃料費等高騰対策を行う森林再生支援事業について早期に着手するため増額をお願いするものです。この事業については、ウッドショック等から皆伐が進む中、燃料費や資材の高騰等に伴う森林組合等の負担軽減を目的に造林の取組拡大に対して定額で助成するものとなっております。

森林整備課の説明は以上でございます。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

18ページをお願いいたします。

2段目の林業労働力対策事業費は、くまもと林業大学校における新型コロナウイルス感染症対策として、必要なパーティションや生徒が使用するロッカーのほか、アシストスーツなどの機器類の導入を行うものです。

3段目の林産物振興指導費は、特用林産物省エネ機器緊急整備支援事業として、シイタケやタケノコなどの特用林産物を生産する団

体が行う省エネルギー化を目的とした林内作業車や乾燥機などの生産、加工機器整備に対して支援を行うものです。

林業振興課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

20ページをお願いします。

20ページから43ページは、9月、11月、2月の定例会にて御承認いただきました令和3年度一般会計繰越明許費の御報告です。

私のほうから20ページの総括表で一括して御説明いたします。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で790件、364億円余の繰越しとなっております。

繰越しの理由につきまして、左の内訳欄に3つの整理をしております。

計画に関する諸条件は、各種協議や地元との調整に不測の日数を要したものと国の補正予算に基づくもので、交付決定は年度末となり工期の確保ができなかったものなどで、539件、295億円余です。

設計に関する諸条件は、自然災害により現場条件が変化し復旧工法の検討に不測の日数を要したものと入札不調による設計見直しに不測の日数を要したものなどで、84件、27億2,000万円余です。

その他は、建築、土木資材等の入手に不測の日数を要したものと用地や補償の交渉等に不測の日数を要したものなどで、167件、41億5,000万円余となっております。

44ページをお願いいたします。

ここからは事故繰越でございます。

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で340件、142億円余の繰越

しとなっております。

事故繰越の詳細につきましては、この後、各課から主なものについて御説明申し上げます。

農林水産政策課は以上でございます。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

45ページをお願いいたします。

国産農畜産物供給力強靱化対策事業費につきましては、1件、1億1,900万円余を繰越ししておりますが、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、作業員の確保ができず、工事施工に不測の日数を要したものでございます。

なお、事業につきましては、4月末までに完了しております。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

46ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による物流の乱れにより、資材確保が困難となり、施工に期間を要したものが4件となっております。

なお、この事業につきましては、5月末までに完了しております。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

47ページをお願いいたします。

1段目の担い手づくり支援交付金事業費は、令和2年度国の補正予算を活用した被災農業者向けの機械、施設等の導入に要する経費です。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、関係者との協議及び資材の入手が困難となり、工事施工に不測の日数を要したもので、本年12月末の完了を予定してお

ります。

農地・担い手支援課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の51ページをお願いします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費、2段目の民有林作業道災害復旧費、3段目の県有林作業道等災害復旧費につきましては、助成した者における路網の開設または復旧工事もしくは県有林の路網の復旧工事において、令和2年7月豪雨の工事需要拡大から人員確保が困難となり、不測の日数を要したものがそれぞれ1件ずつとなっております。

これらについては、いずれも年度内完了を予定しております。

森林整備課の説明は以上でございます。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

52ページをお願いいたします。

1段目の県営林道事業費は、令和2年7月豪雨の影響により、工事現場に至るまでの市町村道や県道などが被災し、工事車両の通行が困難となったため、工事施工に不測の日数を要したものが6件でございます。

2段目の現年林道災害復旧費は、88件繰越しておりますが、いずれも令和2年の林道災害復旧事業の工事施工箇所が令和3年8月の大雨により再度被災し、工法の再検討に不測の日数を要したため繰越しとなったものでございます。いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

53ページをお願いします。

まず、1段目の治山事業費は、山地災害の復旧や予防を行う事業ですが、繰越の理由欄のとおり、7月豪雨の復旧工事が本格化し、

施工業者における作業員や下請等の人員の確保、資材の確保が困難となり不測の日数を要したことによるもので、19件となっております。

2段目以降も同じ理由で、2段目の治山激甚災害対策特別緊急事業費は、熊本地震の被災箇所を5年間で復旧する事業に伴うものとして3件、3段目の緊急治山事業費は、7月豪雨の被災箇所を被災年度に予算措置を行い緊急に行うもので66件、4段目の単県治山事業費（県営）は、国庫に採択されない小規模な事業で67件、下のページ最下段の現年治山災害復旧費は、治山ダム等の施設の災害復旧に伴うもので5件となっております。

以上、事故繰越した地区につきましては、いずれも年度内完了を予定しております。

森林保全課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑をお願いいたします。

○前川収委員 11ページ、農産園芸課をはじめとした幾つかの課にまたがりませんが、燃油高騰等対策について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、11ページの、これはマル新の国産小麦等産地生産性向上事業ということで、そもそも小麦はほとんど輸入に頼っている環境の中で、ロシアがウクライナに侵攻してきたということで、国際的なこういった食料の流通が乱れてしまっておりまして、非常に懸念を持たれているということで、現実的にはもう高騰し、しかももう高くなるだけじゃなくて輸入できなくなるという事態を招くんじゃな

いかというようなお話もございます。

そこででありますけれども、経済対策として補填をしていくと、上がった分の補填をしていくという部分が、いろんな、小麦にはあまりないかもしれませんが、次のページのこれは配合飼料ですね、13ページの、ちょっとまたがると言いましたけれども、畜産の配合飼料については、基金をつくってあって、その基金の不足分を補填するという予算が組まれているというふうに思いますが、総合的に、まあこれで終わるわけではなくて、これからもっと続くだろう、資材も粗飼料も、それから配合飼料も、それから肥料もですね、農業資材として絶対必要なそういったものの輸入が非常に厳しくなるという状況に対して、1つは高騰対策、上がった分をどう補填するかということが1つ、それともう1つは、今大きく取り上げられている食料安全保障ということの中で、国産に切り替えていくということも方向性としては間違いなく正しいことだというふうに思っていますけれども、それらの取組についてちょっと教えていただければと思います。少し大き過ぎますが、よろしくをお願いします。

○池田農産園芸課長 ただいまの委員のお尋ねでございますけれども、まず小麦についてお答えさせていただきますけれども、今回、国の事業が出されましたけれども、この国の事業を活用しまして、団地化あたりを含めまして、担い手の農地の集積を含めながら作付の拡大をまずは図ってまいりたいと思います。

また、安定供給が十分必要と、要は外国産に比べて国内産はかなり生産が不安定という要素もございますので、安定生産を図るために排水対策の技術とか、作柄の安定を図るための技術導入あたりを図りまして、安定供給を図ってまいります。

加えて、基本的に需要に応じた生産という

のが大事なところでございまして、JAとか実需者、生産者でなる協議会をつくっております。その中で、実需者の求めに応じた計画的生産を行っておりますけれども、今後さらなる増産の期待がかかってくると思いますので、しっかりそれに応えながら作付の拡大を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

まずは、配合飼料の高騰について、ちょっとお話しします。

配合飼料高騰しておりますけれども、急激な高騰対策としては、国のほうで、先ほどお話があったように価格安定制度がありまして、そこは国のほうで対策をします。今回、国のほうも異常補填のほうに積み増しをするということで、基金の残高を増やして行って、そこは安定的にするということと併せて、異常補填が出やすいような条件緩和もやられたところです。

県としましては、先ほど述べましたとおり、通常補填のほうに積立金が200円今年が上がったということで、その分について補助、助成させていただいて、少しでも農家の負担にならないようにということで助成をしたところです。

先ほどお話があったように、今後も配合飼料の価格が高騰し続ける、高止まりしていくということが想像できますけれども、そうなるよこの価格安定制度自体が、補填が難しくなるような仕組みでございまして、畜産におきましては、国のほうで、経営安定対策のほうで各畜種ごとに、それぞれある一定の生産費と販売額の差額分を補填するような制度がございまして、最終的にはそちらのほうで農家のほうの所得を確保していくということになっているかと思っております。

また、安全保障という面で、飼料の増産に

つきましては、これまでと同じように、まず粗飼料の自給を上げていくということで、これは放牧も含めて、放牧、エコフィードあるいは高齢化等もありますので、コントラクター等の組織づくり、そういうのを利用しながら粗飼料の自給率を上げていくという取組を今後も引き続きやっていきたいと思っております。

濃厚飼料につきましては、4月の委員会でもお話ししましたが、今年からトウモロコシの試験的な栽培また実証等を今やり始めたところでございます。県の事業も用意してまして、今のところ2か所ほど手が挙がっておりますので、ここをしっかりと助成しながら、農家段階でしっかりとやれるような取組を支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 小麦の話からまずさせていただくと、圧倒的に足りないことは事実ですけども、マッチングが悪いというのは、いわゆる需要の部分がなかなか合わないということだと思いますけれども、ほとんどの輸入小麦の種類と、それから国産小麦が全然足りないだけですけども、それは合っていないわけですね。要するに、使う側が必要としている小麦を日本の田んぼで作っていない、全部じゃないですよ、もちろん。そういう意味なのかなとちょっと考えながら、この話を聞きながら思いました。

皆さん、米は大体——日本では田んぼで麦を作れるわけですから——米は余っていますね、米自体は余るぐらいの面積はあるんですね、作れるだけの面積。小麦はほとんど輸入というのは、どうしても、何でそうなるんだろうというのがよく分からない。輸入のほうに安いからそうなんだということもあるかもしれません。でも、こうなっていくと、輸入ができなくなる環境が、そう簡単にやすやすと戻らないだろう。しかも、この後も何が起こるか分からない時代になってきていま

すから、やっぱりさっきの食料安定保障という前提にいけば、国産で賄えるものは極力国産に切り替えていくということをし、しっかりと努力していかなければならないんでしょうけれども、その辺はなぜなのかを、まず第一教えてください。

○池田農産園芸課長 小麦についてですけれども、今年はかなり作柄はよかったです。大体ちょうど収穫時期に梅雨に遭って作が不安定になって、要は、実需者側がかなりそこを敬遠するというのがまず1点、大きい要因でございます。要は、作柄が不安定ということで。毎年そういった作柄が不安定だと、農家のほうも作る意欲がなかなかないというところもありますので、それに対応できるような技術や、要は排水対策をしっかりとやるのがまずは重要なことというふうに思っています。そういう形で、作柄安定をまず図ってまいりたいというふうに思っています。

○前川収委員 ということは、品種の問題ではなくて、出来上がった作柄の問題だということですか。

ということは、今植えている麦を全部きれいに取れたとしても、取れば足りるんですか、お願いします。

○池田農産園芸課長 量的には全然、前川先生言われるとおりでございまして、なかなか足りません。

用途についても、麺用小麦であったりパン用小麦であったり、パン用小麦が需要が多い場合もありますし、麺用小麦がもともと多い場合もあります。まあバランスよく今はいっているんですけれども、そういった銘柄についてもいろいろ実需者からの要求はそれぞれあるというような状況でございます。

○前川収委員 すみません、では、米の裏作

的に作っている小麦だから、ちゃんと取れてなくても作っているという話、今はね。ちゃんと取れても需要には追いつかないということだということであれば、それはもう輸入せざるを得ないということになるんでしょうが、でも熊本だけで賄うことはできなくても、その部分をどうやって国産を増やしていくかということが大きな課題だろうと思いますので、ぜひそこは、今答えがなくても、多分熊本だけでできるわけではないかもしれませんが、しっかりと取り組んでいただければというふうに思いますので、何となく米の裏作でただ作っていて、あまり生産性とか価格とかを気にしてなかったのかなという私の勝手な言い方ですけれども、そういう面もあるかもしれませんが、非常に重要な輸入の、我々の食に直接つながるような小麦でございますから、ぜひそれは国ともしっかりと協議していただいて、輸入率を下げながら国産率を高めていく努力をぜひお願いしたいと思います。

すみません、引き続き申し訳ないです。もうすぐ終わりたいと思いますが……。

○西山宗孝委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 配合飼料の関係についてであります。今のところ補填金等々で、農家の直接的な被害というのは、燃油高騰等じゃなくて、上がっているから困っているという状況は、今のところはまだ生まれてないと思っ

ていいんですか。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。配合飼料上がってしまして、実質的には農家の買取りというか買う価格については相当上がっていますので、影響は相当あっているというふうに思っています。

補填金については、後から遅れて支払われるということなので、そのタイムラグは当然

ありますので、そういうことも考えますと、農家は今相当苦労しているというか、影響はあっているというふうに考えています。

以上です。

○前川収委員 すみません。つまりタイムラグがあるけれども、遅れてきても補填金が入れば前と同じなんですかね。すみません、お願いします。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

実質的な支払う額としては、やっぱり上がっているというふうに考えていただいて結構です。

○前川収委員 これも小麦と同じで、配合飼料、粗飼料関係って今私の地元でも一生懸命頑張って、耕畜連携等々もやりながら飼料関係もしっかり作るように頑張っていますけれども、それでも、どの農家に聞いても、国産100%でやれるところはないと、やっぱり絶対輸入せざるを得ないというお話でありますから、ここも併せて、やっぱり危機的な状況にある。ふだんはあまり気づかないことで、ほかの人たちは輸入できるでしょうというようなお話であったと思いますし、むしろ輸入したほうが安いということもあっていると思いますが、こういう機会に、やっぱり国産の粗飼料、肥料もですけれども、耕畜連携等々をしっかりと前に進めて、自前で賄っていくという体制をつくらないと、日本の畜産も農業も、我々の食料は本当に厳しい、危機的な状況になるというふうに思いますので、そういった覚悟はお持ちだろうと思いますが、いかがでしょう。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

今委員がおっしゃったとおり、自給飼料を、熊本県は、特に酪農のほうでは、トウモロコシを含め自給飼料を相当頑張って作って

いらっしゃいます。

そういう面からいうと、輸入した餌だけでやられている経営と自給飼料をしっかり作っていらっしゃる経営を比べると、やっぱり自給飼料を作ってよかったという声も今実際聞かれていますので、今後とも自給飼料の増産、自給率を高めていくということについては、県としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○前川収委員 さっきおっしゃった、ぜひ自給飼料をしっかり作っていただきたいことと、補填があっても苦しいわけでありますから、そこをどうやって埋めるか、その飼料が上がったということで、製品が上がればバランスは取れるんでしょうけれども、なかなか製品が上がることはないでしょう、恐らく。そうなる農家に一斉に負担が来るわけですからそういった事態も踏まえて、いろいろなことを考えながら、生産が維持できるように農家の皆さん方にも、何というんですかね、もっと細かな手当ができるように、これは国と一緒に考えていかなければならないことだと思いますし、市町村もそれなりの特色を出していかなければいけないというふうに思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから収入保険の話をこの場で言うと変な話になるかもしれませんが、相対的に見れば、収入保険という制度は、こんなときには利くんですね。収入が減りました補填しますという話なので。ただ、粗飼料対策にはなかなか使いづらいという部分もあると思いますので、その収入保険の分の告知と、それから内容の精査をもう一回やっていただければありがたいなと思いますので、その点も、これはお願いします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○緒方勇二委員 12ページ、17ページ、18ページ、今の燃油等高騰対策についてお尋ねしたいんですけども。これは燃油等高騰ということで、粗飼料とか肥料とか、そういう話で予算が上がっているわけですが、直接的な燃料の支援とか、これ上がってくるものかなと思っておりましてけれども、見ますところ木質ペレットであるとか林業事業体に対する再造林のための燃油高騰が予算で上がっております。

これ基本的なことなんですけれども、これ軽油等取引の免税措置があるので、こういう農業者に対する直接的な燃油高騰の対策が盛り込まれていないのか、まずそれを教えてください。

○池田農産園芸課長 燃油高騰に対する助成でございますが、まず施設園芸あるいはお茶の農家に対しては、国のセーフティーネット対策が講じられておりまして、1対1の基金助成なんですけれども、100%基準価格から上回った分については、補填が今っております。

今回要望しております木質ペレットの支援事業につきましては、その対象ではございませんので基準価格はないんですけども、A重油と同等の支援を今回行うというふうにしたものでございます。

○緒方勇二委員 セーフティーネットで対応しているということですね。なら、すみません、私農業者からよく聞くんですけども、軽油引取税の免税措置が効く農業者というのは、どこまでを言うんですか、まず教えてください。

例えば、半農半Xの方は効かない、あるいは受託作業をする方は効かない、基幹的農業者のみのいずれなんですか。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課です。

軽油引取税につきましては、基本的には農業者の経営を支えるという形になるものでございます。したがって、農業者の種類、種別は関係はございません。ですので、農業者において軽油を取り扱う量が多い、これによって、例えば年間トラクターの使用量が多かったりとか、当然、軽油の量が多くなりますので、それを軽油引取税を一括で行うというメリット、それからその分の免税が行われるという点が非常に農家の経営上有利になりますので、そういう面で農家においては、この軽油引取での免税のために申請を行われております。

したがって、中には兼業農家等でトラクターの使用頻度が少ない農家等におきましては、そういった取扱いが行われてない農家もおります。

基本的に専業農家におきましては使用量が多くございますので、やはりこの免税措置を利用して、なるべく経営の負担を下げようというふうに努力をされております。

○緒方勇二委員 私、聞くとところによると、引取税の免税措置されている方の中で、県税事務所でも何でも申請されると思うんですけども、農家全体の作付とか使用量とかでいくんじゃないかかなと思っておりましてけれども、法人は駄目ですと。例えば、機械利用共同組合、これも駄目ですと。何でそれを言うのかというと、すごくこれが効いているんですよ、皆さん。これ、ありがたい。だからこそ今年の作付を皆さんされる中で、やっぱり、この恩恵を私たちが受けられないというのは非常にこたえるんですよという声はまずありましたので、全体の農家というふうにおっしゃいますけれども、ちょっと違うと思いますよ。その実態をまた報告でいい

ですから教えてください。

それから、すみません、引き続き。

○西山宗孝委員長 はい。

○緒方勇二委員 この木質ペレットですね、部長は一般質問の答弁の中でも言われたと思うんですが、ヒートポンプのほうに重点を置くというような話が、誰かの答弁に出たと思います。木質ペレット相当県内も入れたと思うんですよね、ハイブリッド運転で。

ゼロカーボンを目指すときに、伸び代としてこっちを伸ばすべきじゃないかなと私は思うんですけれども、今回の支援の中身が県内には400台以上入っていたと思いますけれども、その辺の支援なのでしょうか。

○池田農産園芸課長 ただいまの委員のお尋ねでございますが、木質ペレットにつきましては、現在147台導入されております。ですが、24年度から事業を、導入推進の取組を始めまして、3年ほどは一応入ったんですが、それ以降は導入があっていないというような状況でございます。近年は147台で終わっているという状況でございます。

○緒方勇二委員 すみません、この木質ペレット非常に期待したんですね。バイオマス発電のこともあるし、未利用材の活用ということもありましたし、それを先を見越してペレットの工場を造られたところもありましたですね。

そういうことを考えると、今後どうやって育てるのかという視点が要るんだと思うんです。あの当時、随分県から支援して低価格で提供していたと思うんですが、もう市場に委ねて流通の価格になったので、そこが高騰してそれに対する支援なんですかこれ、140台に対する。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員おっしゃるとおり、今回木質バイオ147台入っておりますけれども、要は、高騰した分に対する147台の安定供給に必要な支援でございます。

○緒方勇二委員 私の地元でトマト農家が何台も入れられてますね。トマトって結局木質ペレットを入れてなかったところが次々やめられていますよ。でも、木質ペレットを入れたところは何とかやられています。それで非常にありがたいと言われています。3年ほどは導入が進んだというお話でしたけれども、今後やっぱり燃油高騰は続くだろうし、しっかりここは育まないとかぬところじゃないかなと思うんですが、燃油に対する補填だけじゃなくて、今後木質ペレットをどう推進していくのかという視点も、ヒートポンプの導入が高価格なのでなかなかこれが進まないんですというようなお話でしたから、これも高いんでしょうけれども、ハイブリッド運転で、交互で天候を見ながらでしょうから、その辺もぜひとも木質の利用も推進していただきたいなと思います。これは要望です。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 木質ペレットの話が出たもんですから。

12ページです。

20年度から3か年ぐらい普及拡大を進められたということですがけれども。たしか八代にも何か所か入れて視察もしたと思うんですけども、その当時から、何か雨が降るとペレットが詰まってうまく動かぬというふうな課題点があったわけですよ。それに対する改善点を少しずつやっていけば、使い勝手もよくなってきたんじゃないかなというふうには思うんですけども、現状、問題と考えられ

ている点は、なかなか普及拡大しないというふうな問題点、課題点というのは見つけられているのでしょうか。

○池田農産園芸課長 ただいまの委員のお尋ねでございますが、八代には一番多い55台導入されておりまして。

先ほど委員からのお尋ねで、湿気の話がございましたけれども、確かに湿気は嫌われるものですから、ちゃんとした保管状態を保っていかなくちゃいけないというのが1点はございますが、目詰まり自体はかなり改善はされておると聞いております。

で、今回の事業にもペレットボイラーの点検費用という形で、そういったところの、要は、点検はしっかりやりながら、スムーズに稼働ができるような支援も行っていきたいというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 せっかく県内に147台も導入されたというふうなことで、今回も支援事業を行われるということで、脱炭素社会を目指すのがやっぱり県政の大きな課題としてありますので、これはしっかりとやっぱり支えていく、あるいは改良していくというふうな姿勢で今後も続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○河津修司委員 同じ木質ペレットについてですが、私は反対に、この農家に対する補助は分かるんです。これ燃料高騰ということで、ペレット自体が高騰しているわけですか。

○池田農産園芸課長 かなり高騰しておりますし、燃油が去年に比べて3割ぐらい1年間で上がったんですが、ペレットについては4

割ぐらい上がっているというような状況でございます。

○河津修司委員 これはほとんど国産ですか。国産であって、何でそんなに——やはり製造コストが高くなったということなんですか。

○池田農産園芸課長 原料コストと製造コストと輸送コスト併せて上がったということでございます。

○河津修司委員 そうであれば、その生産する側のほうにも補助をする必要があるんじゃないですか。それは、また別の課になるかと思うんですが。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

今委員お尋ねのとおり、生産者に対する支援につきましては、林業振興課のほうで、県内の生産者に対する材料費それから加工費、運賃等については受け持っておりますので、その辺は支援しております。

以上です。

○河津修司委員 おりますと——実際今そういった補助を高騰対策ということでやっているんですか。

○廣田林業振興課長 この燃油高騰対策というわけではなくて、当初予算ということで、この木質ペレット生産者に対する支援というのをやっているところでございます。

以上です。

○河津修司委員 もうありがたいと思いますし、続けていってほしいなと思います。

続いていいですか。

17ページ、先ほども出ましたが、森林再生

支援事業というようなことで、再造林のために森林組合等に補助をするということですが、これは当然分かるわけなんですけど、これ定額補助というと、面積当たりに幾らと決まっているんですか。

○笹木森林整備課長 本事業は再造林の強化対策の一環で行うものなんですけれども、ウッドショック等から皆伐が進んでいるというお話を2月補正のときにさせていただきましたが、再造林の取組を拡大する森林組合については、今般の燃油状況というのを踏まえて対応を行う必要がありますして、その軽減策として、過去実績からの増加分について定額の助成をするということ、金額を決めてやることにさせていただきます。

○河津修司委員 定額ということは、もう造林面積に合わせて定額ということですか。はい、分かりました。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。
なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分間休憩いたします。次は55分からといたします。

午前10時47分休憩

午前10時52分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

6ページをお願いいたします。

上段の農業金融対策費、下段の林業振興指導費及び7ページの水産業協同組合指導費につきましては、本年4月、国の地方創生臨時交付金の活用が可能な事業が見直され、コロナ禍における原油価格、物価高騰に直面する事業者が対象となりました。

これを受けて、県独自の制度資金である新型コロナウイルス対策経営安定資金につきましても、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響により経営が悪化した農林漁業者までその対象者を拡大したものです。

貸付けは5年間の無利子か保証料を全額補助することとし、その融資枠も従来とは別枠で、農林水産業合計の21.4億円を設定しております。

団体支援課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

8ページをお願いいたします。

ブランド確立・販路対策費の説明欄のほうを御覧ください。

くまもと地産地消革新プロジェクト事業における県産農林水産物の県内での消費を促進するフェアの開催経費でございます。

コロナなどの影響を受けております飲食店あるいは小売店、これは地産地消協力店に限りますが、こちらで一定金額の購入を行っていただいた方に対しまして、県産品が当たるフェアを実施することで、県産農林水産物の出荷量の増加を図ります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○永田農地整備課長 15ページをお願いします。

国庫支出金返納金、説明欄、土地改良事業国庫支出金等返納金、これにつきましては、農業農村整備事業の事業費確定に伴う負担金、分担金の返納金でございます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 16ページをお願いします。

上段の農業構造改善事業費の補正でございます。

説明欄をお願いします。

農山漁村ツーリズム体験PR事業でございます。これは、コロナで大きな影響を受けた農泊施設など都市との交流に取り組んできた事業者等について、コロナ後を見据えて応援していこうという事業でございます。コロナ対策費として計上しております。

また、下段をお願いします。

国庫支出金返納金でございます。国庫補助事業で設置しましたバイオマス利活用施設の半分を解体撤去しますので、市から返納金を受け入れての国庫返納金でございます。

昨年度、九州農政局と協議を行いまして、協議が整いましたので、事務手続に従い返納手続を進めております。

この施設については県の上乗せを行っておりますので、一般財源のマイナスは県への返納金ということでございます。

むらづくり課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

19ページをお願いします。

2段目の水産物流通対策事業費の説明欄、水産業省エネ施設等緊急整備支援事業につきましては、近年の燃油価が高騰していることから、生産性の向上や事業経営の安定化を図

るため、冷蔵施設の機器改修や加工施設のLED照明化など、漁協が行う省エネルギー化のための共同利用施設の整備等へ助成するものでございます。

水産振興課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

48ページをお願いします。

令和3年度の事故繰越、その理由について御説明いたします。

1段目、農業農村整備調査計画費については、農業農村整備事業の計画を策定するための調査に関する経費で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、農家などの関係者との協議に日数を要したものが2件となっております。

繰り越したものについては、既に請負業者との契約を締結しており、年度内の完了を目指して調査の進捗を図っているところです。

2段目、田んぼダム実証実験事業費については、流域治水の取組の一環として、農業用水路幸野溝で河川からの流入土砂が堆積しやすい箇所モデル的に沈砂池を設置する工事を実施しております。この工事において、当初想定していなかった地盤の軟弱層があることが判明し、対策検討に日数を要したものです。施工業者との契約を締結しており、本年7月の完了を目指して工事を進めています。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

49ページをお願いします。50ページも含めて御説明します。

最上段、県営中山間地域総合整備事業費から50ページ1段目の土地改良施設等総合マネジメント事業費の合計5つの事業につきましては、農地や農業用施設、農地防災などの整備を行う事業です。

さらに、50ページ、下の農林水産業災害復旧費につきましては、農地や農業用施設の災害復旧を行う事業です。

以上、7事業65件の事業につきまして、いずれも新型コロナウイルス感染拡大及び令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保等が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことが事故繰越の主な理由となります。

なお、繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内完成を目指し事業の進捗を図っております。

農地整備課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

55ページをお願いします。

水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化対策を実施する経費で、赤瀬漁港海岸の護岸補修工事におきまして、新型コロナウイルスの影響により、施工業者における人員及び資材の確保が困難となり、工事に不測の日数を要したものです。この工事は、9月末の完了を予定しています。

漁港漁場整備課は以上です。

○加藤政策監 水産振興課でございます。

56ページをお願いいたします。

議案第10号、熊本県産あさりを守り育てる条例の制定についてです。

この条例の本文につきましては、56ページから62ページにかけて掲載しておりますが、概要により説明させていただきます。

64ページをお願いいたします。

まず背景ですが、令和4年1月の報道や2月の国の調査を受けて、産地偽装が熊本ブランド全体への信頼を揺るがす事態に至りました。この危機的状況への対応として、2月1日の熊本県産あさり緊急出荷停止宣言以降、

これまで産地偽装を防ぐ仕組みに係る体制の構築を進めてまいりました。

条例制定の目的は、消費者の信頼を回復し、純粋な県産アサリを県民を挙げて守り育て、適正に流通、販売させていくことであり、条例には、産地偽装根絶の3原則に掲げる取組の着実な実施と県産アサリの資源回復を図るための施策を規定しております。

条例のポイントは3点です。

まず、ポイント1の漁場の保全と県産アサリの育成についてです。

県としては、純粋な熊本県産アサリを守り、増やすという本来の漁業振興に向けて、輸入アサリの蓄養業から漁業への転換を政策的に誘導していくこととしております。

このため、蓄養が行われている漁場につきましては、漁協からの申請を受けてあさり資源特別回復区域に指定し、県産アサリ資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を支援することとしております。

また、県産アサリ資源に注力する漁場につきましては、資源の保全及び育成を図る取組を行う区域として、あさり資源育成促進区域に指定し、生産性が向上するような支援を行うこととしております。

具体的な支援につきましては、漁場の特性に応じたソフト及びハード事業への支援策を行っていきたくと考えております。

次に、ポイント2の適正な流通、販売についてです。

熊本県産あさり販売協力店の認証やデジタル技術の活用で、漁獲から販売までを一元的に監視するシステムを導入し、確実な産地証明と偽装監視ができる体制、いわゆる熊本モデルの流通販売の仕組みを整えました。今月から県産アサリの出荷は第2ステージに移行しておりますが、この熊本県産あさり販売協力店につきまして、条例での位置づけを行うこととしております。

次に、ポイント3の書面の備付け等につい

てです。

販売業者には、取引記録などの書類作成とその3年間の保存を義務化し、産地偽装を防ぎ、熊本ブランドの信頼を回復することとしております。

これは、適正な流通、販売に資する原産地表示のために、長いところルールによる書類の保存について厳格化を図るもので、違反した場合には、勧告そして公表する旨を規定しております。

なお、産地偽装の疑いがある場合につきましては、産地偽装110番等に寄せられた情報に基づき、徹底的な調査を行いながら、食品表示法等の関係法令による厳格な取締りを行うこととしております。このため、条例では最少限度の規制にとどめ、罰則を規定しておりません。

次に、施行期日は、原産地の表示等に係る部分を令和4年7月1日から、漁場の指定及び販売協力店の認証に係る部分を9月1日から、区分して施行することとしております。

水産振興課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

報告第17号、地産地消の推進に関する施策の報告につきまして説明をいたします。

資料は、65ページから71ページまでになります。こちらが、令和4年度に取り組む地産地消関連事業に関する議案の報告となっております。

73ページ以降には、その事業の詳細につきまして、令和3年度の実績も含めて掲載をいたしております。

説明は、72ページを使わせていただきたいと思っております。72ページをお開き願います。

こちら、1にございますとおり、本報告は、くまもと地産地消推進県民条例の規定に基づく報告でございます。

2番目の報告の内容を御覧ください。

令和3年度につきましては、全体で11部局、83施策に取り組みました。

令和4年度につきましては、(1)から(5)の5つの観点から、11部局80施策に取り組んでまいります。

まず、1つ目は、県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成で、7部局26施策の取組を行います。

県民の地産地消への関心を喚起し、実際の地産地消行動につなげるため、地産地消協力店と連携しまして、SNSを活用した効果的なPRを展開してまいります。

2つ目は、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大で、8部局25施策の取組を行います。

県内の直売所や量販店等における販売促進活動を支援し、県産農林水産物等の流通の促進と消費の拡大を図ってまいります。また、直売所や物産館での農林水産物の品ぞろえを充実させまして、集客力の向上につなげるため、直売所間相互の産品融通などを行う新しい物流ネットワークの構築に取り組みます。

また、令和2年7月豪雨で被災しました球磨川流域の市町村が実施する地産地消の取組を後押ししてまいります。

3点目は、経済循環及び地域活性化で、5部局17施策の取組を行います。

生産者により高い利益をもたらす加工食品の開発などの6次産業化への取組を、農林水産業と商工業、観光産業等との連携により進めてまいります。

4点目は、農林水産業が果たす多面的機能の再認識で、2部局9施策の取組を行います。

県民と一体となって地産地消の取組を進めていくため、生産者と消費者、都市と農村漁村の共生関係づくりを進める目的で運用しており、現在2,000人を超える県民の会員がおりますくまもと食・農ネットワークでの研修等の取組を進めてまいります。

5点目は、条例の周知、意識の啓発など、条例の直接的な推進に係る取組でございまして、1部局3施策の取組を行います。

県の地産地消サイトなど、様々な広報媒体の活用や各種イベントなどの機会を通じて、県民への条例の周知、浸透を図ってまいります。

流通アグリビジネス課からの報告は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは質疑はございませんか。

○前川収委員 48ページ、前の説明でもほかの課からの説明をいただいておりますが、中身は同じだと思いますが、繰越しの内容についての説明をいただきました。48ページは農村計画課のほうだと思いますが、繰越額は事故繰りでかなりの額、繰り越してあるというふうに思っております。ただ、説明の中にありますとおり、コロナウイルス感染拡大により、なかなか思うとおりの事業が進まなかったというものが1つ。

それと、もう1つは、補正予算を活用した事業の取組をやろうとすると、補正の時期がどうしても年末もしくは年度末に近いという状況になって、予算を取ったらすぐにもう通常繰越しになってしまう、3月末、4月を越えてしまうということがもう1つあるでしょう。それと併せて、災害ということで絡んでいくと、災害復旧ということであれば、一日も早くやっぱり施工に入りたい、年度を越えて来年度予算でやろうなんて言っていたら、受益者の方というか被災者の方は、ずっと待

ち続けなくてはいけないという、3つぐらいいろんな要素があると思います。

そこでお尋ねであります。私は事故繰越が悪いとは思っておりません。予算をしっかりと平準的に使っていくためには、事故繰越というのは、予算の単年度制の中である制度でありますから、制度としてはあるわけで、よろしくないというふうに国から、財務省は特に言ってくると思いますけれども、県民のためだったら、どんどん使っていくというふうに思っています。

ですけれども、その事故繰越の手続が以前はものすごく煩雑で、事務量がたくさん要って大変だったというお話を伺っていますが、今回この事故繰越いっぱい案件ありますけれども、総じてどういう状況だったのか教えてください。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。ありがとうございます。

事故繰越の手続についてということでございます。全般について、ちょっと私のほうで把握しているわけではないんですけれども、農業農村整備の関係で申しますと、確かに公共事業ということもありまして、なるべく繰越しをせずにという指導が従来なされていたというところがございますけれども、財務局等々と折衝して事故繰越をするという部分と、それから県予算として事故繰越をするということがございますが、いずれにおきましても、新型コロナウイルスの影響というのが1つ、どの事業に関しても大きくのしかかっているところがございます。それからまた、先ほど委員からも御指摘がありましたように、災害復旧というのがございまして、そういったところで逼迫しているということも、ある程度、何といたしまししょうか、査定部局のほうでも勘案していただいて、手続に関しても迅速にやっていただいているものというふうに、実感としては考えているところで

ございます。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

うちの課が最も多い事故繰越を抱えておりますけれども、委員御指摘のとおり、補正予算とセットで総額を確保するというをやっていますので、繰越しが生じるのはもうしようがない。さらに災害復旧事業、コロナウイルスの関係で工事がなかなか終わらなくて、結果として事故繰越になるというパターンで、今回事故繰越が膨大になっています。

しかし、委員御指摘のありましたとおり、しっかり国の防災・減災対策もありますので、しっかり基盤整備に必要な予算を確保して、事業制度を活用して基盤整備を進めてまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

農地整備課は以上です。

○前川収委員 すみません、最後に部長にお尋ねいたします。

今お話があったとおり、事故繰越をしてはならないから事業をやらない、もしくは来年に持ち越すというようなことではなくて、ぜひ事故繰越があったにしても、地域の県民の皆さん方のためにチャレンジをしていくということ、そのことでやっていただきたいというふうに私は思っておりますけれども、部長のお考えを聞かせてください。

○竹内農林水産部長 ありがとうございます。熊本地震以降、やはり災害等を含めて必要な事業を国の予算も十分に活用するためにいかに確保していくか、その前提でやってきております。国の予算が活用できるのであれば、繰越しを恐れることなく使っているというのが現状でございます。

実際、農業農村整備事業については、考え方としては、15か月予算的などころでの考え

というのをやった上で、確保した予算につきましては、事故繰越であっても確実に終わらせる。ですので、やはり事業をやり遂げることが必要になりますので、その中で非常に、不調、不落等も出る中で厳しいんですけども、いろんな意見交換もしながらやらせていただいているところです。

今後も、コロナ等も様々な予算ありますけれども、しっかりと活用して、県民の皆さんに必要な事業をきちんとできるようにしていきたいとふうに思っております。

○前川収委員 よろしく申し上げます。

○河津修司委員 関連してなんですが、事故繰越というか、もともと災害のときには、災害復旧工事は3年以内に工事を完了しなさいとなっているんですか。

○永田農地整備課長 災害復旧事業につきましては、基本的に早期の完成を図るため3年以内にやりましょうというのが運用的に定められていると思います。

ただ、うちの所管しています大切畑ダムとか清願寺ダムとかは、あらかじめ査定の段階で、3年で終わりませんというのを国の承認をいただいて災害復旧工事を進めております。

以上です。

○河津修司委員 いや、それというのが、災害が大きいと工事箇所が多過ぎて3年以内じゃなかなか終わらぬとか無理して、農家は早くやってほしいというのは分かるんですが、業者の数からいってもなかなか終わらないというのが現状としてあるんじゃないかと思うんですが、そういう場合でも3年以内というのに縛られるんですか。

○永田農地整備課長 委員御指摘のとおり、

昨年度まで私上益城にありましたけれども、上益城は熊本地震の関係で、ずっと終わらなかったというところがあります。工事の一つ一つはすごく小さいんですけども、数が3,000ぐらいありまして終わらなかったと。でも、国は、3年以内に終われと絶えず言い続けてきました。でも、何とか頑張っていますからどうぞよろしくお祈りしますというのを言い続けて、何とか国も一定の配慮をいただいて、やっとここまで来たという、もう6年ぐらいかかりましたけれども何とか終わったという状況になっています。

したがって、必要に応じて国にお願いして、必要な予算を確保していこうと思っております。

以上です。

○河津修司委員 我々も要望しますが、国の方にはやっぱりその辺のところは段階的に、どうしても災害規模から見て無理だというときには、国には延ばしていただくようなそういう要望もして、一応認めていただくような形にはなっているけれども、少しは安心ですが、なかなか市町村のほうで3年以内に終わろうとして無理にやっぱり発注すると、なかなか業者が受ける量が多過ぎて、ちょっと無理というような意見も聞きますので、その辺のところは臨時応急にやっていたらと思います。

○永田農地整備課長 委員御指摘のとおり、しっかり地元また建設業協会と連携しながら、国にも適宜情報をお伝えして、御理解を得て進めてまいりたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 72ページの流通アグリビジネス課にお尋ねいたします。

私は、今朝も米粉パンを食べてきました。

今地方の議会で、相当給食のことの質問が出ていると思うんですね。その中で、これは3番目に、経済循環及び地域活性化、あるいは大きなくりの2番にいけば、直売所及び量販店における県産農産物販売促進活動と。

で、よく言われるのが燃油高騰とか資材の高騰でと言うときに、学校給食とか保育園とか介護施設の栄養士さんにお話聞けば、大変でしょう、食材も高騰していますから大変なやりくりですねというお尋ねをしたら、何と、私たちには関係ありません、カロリーをきちんと計算するだけですから……。ということは、給食センター長なんですよ、仕入先とかは。

基本的なことをお尋ねしますが、食料の自給率でいけば、学校給食で割合でどれくらいなんですか。それから県産品の割合でどれくらいなんですか。これ地産地消だからお尋ねいたしますけれども。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

委員御指摘のとおり、学校給食あるいは介護施設のような食事提供する場で県産品を使っていたかというのは、非常に大事な視点だというふうに思っております。こちらは、過去から関係機関との取組、連携というのは進めてまいってきております。

1つは、特に学校給食の場でありまして、どうしても必要になってくるのは1食当たりの金額の確保、まあ抑えていく、コストという面も必要になってくると。その中で、いかに県産品を使っていたかという視点を入れ込んでいく、これが必要になってくる。その意味で、委員おっしゃったように、関係する方、特に学校の献立を立てる皆さん、栄養士の皆さん、そちらとの話合いをしていくですとか、そういったことは大事なことで思っております。こちらはまた引き続き実施していきたいというふうに思っております。

その中で、今現在、熊本県の状況に関しましてですけれども、学校給食への県産食材提供の状況という文部科学省のほうで調査をしているものがございます。

例えば、令和元年度で申しますと、全国では品物のベースで26%という数字が出ております。

一方、熊本県は48.9%ということで、全国の倍以上の使用率という状況にはなっていると。非常に熊本県としては高い率を維持しているとは思いますが、さらにこちらは県産品の活用を拡大していく、その努力を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 食料の自給率が37%ですかね、そのうちの48%が給食に、学校給食に限っては48%なんだという意味ですよ。

ですから、私が言いたいのは、今現場では、直売所なんかは増収増益で一生懸命頑張っておられるわけですよ。

で、B品の利用ですよ、カット野菜とか。やっぱり長距離で輸送してくるとか、そういうのはもういい加減やめて、ここにもSDGsの項目出てきていますけれども、地産地消ですから、自分たちの町村の子供たちの健やかな育ちは、しっかり地産地消でやるんだという覚悟を持たれているところもあると思うんですよ。

だから、そういうこと取組が80事業ですか、今度は、令和4年度がですね。ですから、学校給食の質問が相当地方議会で出ていると思うんですね。こんなに燃油高騰をしたので、これを補填してくださいと上に上に来るわけですよ。いやいや、もうちょっと工夫が要るでしょうと。これを家庭に置き換えたらみんな考えますよ。

介護の現場は、今調理師がいないので、みんな福岡の業者にシフトして、全部あっちから食材を持ってきていますよ。温めて提供す

るだけ。県産品の利用率が相当落ち込んでいると思います。

保育所とかそういうところは、もうちょっと工夫次第で。

それから、私の知り合いで介護の配食サービスの弁当届けされている、こういうところは本当にもう地域の食材を集めてでも550名の弁当を作っておられますよ。山奥の一軒家にも届けなければいけませんから。

学校給食はまとまって作るわけですから、直売所の生産者の団体にしっかり、我が町の子供たちは私たちの町で生産された農産物で育てるんだという、それぐらいの気概を、やっぱりグリーン農業をやってみどり戦略ばやっていくのであれば、そういうことをやって、燃油高騰に、私たちは食料の安全保障を考えねばいかぬ時代になったんですから、そこら付近の取組はしっかり育てていただきたいと思うんですけども、何か答えありますか。

○藤由流通アグリビジネス課長 今委員御指摘のとおり、地産地消と申し上げるのは、こちらは食料の安全保障という点、国産国消という言葉もございますけれども、まさにその原点だというふうに思っております。

それで、関係する機関との取組、特に市町村も含めて、先生おっしゃるように、地元の物をしっかり使っていこうという意識を高めていく、こちらの普及啓発という意味合いも非常に強うございまして、常にずっと言い続けるという大事さもあるんですけども、先生おっしゃいましたとおり、燃油高騰というのは、地元の物を使えば輸送経費、輸送に関するオイルを使う必要がないもんですから、そのあたりもしっかり広報しながら取組を進めてまいりたい。委員おっしゃるところはしっかり受け止めて、これからの施策展開を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○磯田毅委員 同じ流通アグリビジネス課に関係することなんですけれども、これは要望ですので、72ページですね。

直売所や物産館での直売を増やしていくという取組なんですけれども、昨日実は、坂本の復興商店街に行きました。ところが、お客さんがなくて、閉まっている商店があって、本当に、目的がしっかりと果たせていないと確認してきたわけなんですけれども。ただ、あさってから鮎やなというのが開いて、ちょっと活気を戻してくるかもしれませんけれども、ただ、私が気づいたのは、こんなにお客さんが少ないのは、やはり国道219の一般車が通行止めになっていて、これは何とかして地産地消を広げていく、豆腐とか、キノコ類とか、地元の生産者が生産したものを坂本の物産館、復興商店街で販売しているのがなかなか売行きが伸びないということからすれば、やっぱり、もう2年たつわけですので、ただ、最初は大型ダンプがどんどんどんどん通る中では非常に危険だというのは分かっていますけれども、昨日通ったところ、少し落ち着いていて、国土交通省あたりに219号の通行止めを緩めてもらうということはどうですか、そこあたり。

○竹内水産部長 関係部とちょっと話は、そういう御意向があるというのはございますけれども、やはり地元のその要望的なところも大事だと思いますので、ちょっと中のほうで受け取らせていただいて、どういう対応が可能なのか、また八代市さんとどういうふうな連携をするのか、なかなか物産館だけのためというのは難しいところもあるかと思っておりますので、ちょっと土木、それから復興局等とも

打合せをさせていただきたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ほかになければ、以上で後半グループの質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号及び第18号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告事項①災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について説明いたします。

この報告は、当委員会と建設常任委員会で

御報告するものです。

1 ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは県事業です。

土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年4月末の契約額は303億円で、61%の進捗となっております。本年度中に、残りの約4割を発注したいと考えています。

なお、下段は参考として、市町村事業の進捗状況を記載しております。

2 ページをお願いいたします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段①は、熊本地震後の年度別の状況です。

折れ線グラフが不調、不落の発生率となっております。

熊本地震翌年度の平成29年度をピークに下降していましたが、令和3年度は14.6%と上昇しました。

令和4年度は、4月末で12.1%となっております。

下段②は、月別の状況です。

折れ線グラフが、不調、不落の発生率です。

昨年8月以降、高い数値で推移していましたが、本年3月は7.7%、4月は12.1%と、県全体としては下降傾向です。

3 ページをお願いします。

③令和3年度の発注機関別の状況です。

中段の表をお願いします。

災害復旧事業が集中した阿蘇、八代、芦北、球磨地域において、不調、不落の発生率が高くなっております。

なお、阿蘇地域においては、昨年中に災害復旧事業の発注がおおむね終了し、本年1月以降は目立った不調、不落は発生していません。

下段は、災害復旧事業の契約状況です。

災害復旧事業の契約状況について、発注機関別に棒グラフでお示ししております。

黄色で示しております未契約については、ほとんどが県南の3地域となっております。

4 ページをお願いします。

3、令和4年度の工事発注見込み等についてです。

①は、県予算の投資的経費の状況です。

令和4年度は、青色部分の当初予算1,201億円とオレンジ色部分の未契約繰越予算587億円を合わせて1,788億円となっております。前年度に比較すれば減少しているものの、例年の執行額を上回る予算額となっております。

②は、①のうち令和2年豪雨災害関連事業の状況です。

令和4年度は471億円と、前年度に比較すれば減少しているものの、被災地の一日も早い復旧、復興のため早期発注が必要です。

③は、九州地方整備局の令和2年豪雨災害関連事業(県南地域)の状況です。

令和3年度補正予算で239億円が予算化されております。今年度は、これまでの応急復旧から本格的な復旧工事に着手される予定であり、前年度に比較し55億円の増となっております。

5 ページをお願いします。

4、建設企業の現状です。

①は、1者当たりの公共工事の手持ち状況です。

本年5月1日現在の国、県、市町村の公共工事の元請工事の件数は、A1等級企業では県全体平均で5.9件ですが、県南地域は5から10件程度と、令和2年豪雨前より高くなっています。

また、県南3地域のA2等級企業においては、芦北、球磨地域で豪雨前よりも高くなっています。

なお、B等級企業は豪雨前よりも低くなっており、下請に対応しているものと考えられます。

②は、建設業協会の県内各支部との意見交換における県南地域の災害関連工事に関する主な発言です。

県南地域への参入よりも地元工事を優先したいといった意見やB等級企業には元請として受注する余力があるといった意見がありました。

6ページをお願いします。

5、令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第5弾)についてです。

枠囲みの中をお願いします。

災害関連等工事、土木一式工事B等級の発注標準引上げに取り組むこととしております。

県南地域では、昨年度に引き続き多くの工事発注が見込まれます。

A1等級工事について、復興JVによるA2等級企業の参入も期待され、これに伴いA2等級工事の不調、不落が懸念されます。そのため、A2等級工事の小規模なものについてB等級企業に担ってもらうことで不調、不落の防止を図りたいと考えています。

対象工事業種は、令和2年発生の災害関連等工事、土木一式工事。対象地域は、県南広域本部、芦北地域振興局、球磨地域振興局管内。施工期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日まで。引上げ内容は、A2等級の発注下限1,500万円以上を3,000万円以上に、B等級の発注条件1,500万円未満を3,000万円未満にするものです。

今後も、広域本部、地域振興局と共に、建設企業の状況や不調、不落の状況を注視し、一日も早い復旧、復興に取り組んでまいります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

資料②をお願いします。

熊本地震の関連の災害復旧でございます。

大切畑地区県営農地等災害復旧事業の進捗状況について御報告します。

1ページ、まず初めに、大切畑地区の概要を説明します。

(1)既存施設でございます。

もともとは、西原村に約160年前の江戸時代に築造されたため池です。その後、昭和50年度にかけて県営かんがい排水事業で、ため池の堤防のかさ上げを実施しております。

ダムという名前がついておりますが、河川法の指定は受けておらず、正確にはダムという名前のため池でございます。施設の諸元は、記載のとおりです。

位置関係を御説明します。

右の航空写真を御覧ください。

受益地は、熊本空港を中心に、黄色が畑の受益、右側赤い部分が水田の受益、さらに、その右側の青色の丸印が大切畑ダムとなっております。

受益は、西原村、益城町、菊陽町でございます。

被害の概要です。

写真にございます①から⑤の被害がありました。

特に右側、航空写真がありますが、県道沿いにあるダム堤体に赤線を表示しております。断層が出現したことが最大の被害でございます。堤防が致命的な損傷を受け、これによりダムの機能が失われました。

2ページをお願いします。

復旧方針の概要です。

復旧に当たっては、ダム工学の専門家で構成する大切畑ダム（ため池）技術検討委員会を設置し、専門的な観点から検討いただき、3つの復旧方針を決定しております。

①安全性を確保するため、ダム堤体の位置を、活断層を避け、237メートル上流に移動する。

②貯水量については、現況営農状況から60万トンとする。

③ダムのタイプは支持地盤が軟弱であること、池掘削土を堤体に再利用できる経済性の観点から、コンクリートではなく既存施設と同じフィルダムとする。

これに基づく復旧計画が下の計画平面図と標準断面図でございます。

計画平面図に示す赤い点線が断層を表しております。この断層を避けて、ダム堤体を移動する計画です。

発注工事につきまして、計画平面図の下から上に向かって、①から⑤まで示しております。

現在、①取水トンネル工事と②仮排水トンネル工事は完了しております。③のダム本体工事を実施しております。

次に、緑部分、(2)復旧事業費・諸元です。

復旧事業費114億円、補助率、国99.685%、県の負担0.315%となっております。114億円に対する県負担は3,600万円、非常に高率補助の事業制度を活用して、復旧に取り組んでおります。

3ページをお願いします。

ここから、現在施工しているダム本体工事、先ほどの③工事について御説明します。

これまでの取組ですが、令和元年12月に請負契約を締結しました。下の囲みに現契約の内容が入っております。

現在の工事の状況は、写真にございますとおり、ため池の全体を掘削しながら、その土を①、すぐ近くのところに持って行って、仮置きの仕事をやっている状況です。

進捗状況を御説明します。

現在実施中のダム本体工事は、令和5年度の完了を目標に進めてきましたが、写真にございます①から③の不測の事態が重なったため、工事の完了は令和7年度となる見込みです。

4ページをお願いします。

次に、本体工事の対応状況について御説明

します。

現場で予期せぬ課題が発生しております。

(1)から(3)、いずれも基礎地盤に係るものでございます。

まず、(1)堤体基礎地盤からの湧水です。

ダムの堤防は、掘削土を流用して盛り立てを行う計画です。土の盛り立てには、水分管理が非常に重要ということになっております。そのため、湧水の処理が必要です。

次に、(2)洪水吐基礎地盤の不良。

ダム堤体の右岸側に洪水吐を設置します。その基礎地盤が当初の想定よりも深い範囲で、地盤改良が必要という状況になってございます。

次に、(3)転石の出現です。

築堤に用いる掘削土に、写真右下にございます大きな石が含まれております。このため、土とのふるい分けや堤体の保護材として用いるための小割作業の手間が必要となっております。

現在、これらの3つの課題に対応しているところです。

上に戻りまして、ポツの3つ目、これらの課題の対応として、現在の試算では、13億から17億円がこの工事に必要と、さらに追加というふうに考えております。

加えて、現在の資材高騰を見込めば、さらに本体工事が増額となる見込みでございます。

5ページをお願いします。

今後のスケジュールについて御説明します。

下に、(1)に災害復旧工事の流れを、(2)にスケジュールを示しております。

今回の99%を超える高率補助の事業制度においては、農林水産省と財務省の了解というのが必要でございます。工事契約は、国との協議が前提となっております。現在、国との協議を行うための調査を実施しており、今後、変更計画を作成し、国との協議を9月ま

でに完了する予定です。

その後、この協議を経てダム本体工事の契約変更の議会への上程を12月というところでお願ひしたいと考えております。

高率の事業制度で復旧できるよう、しっかり国と協議を行ってまいります。

6ページをお願いします。

最後に、ダムを復旧する間の営農についてです。

ダム工事の間、水利用が制限されます。これにつきましては、(1)にありますとおり、応急水源として新たに井戸を設置したこと、また、(2)の暫定水源、ダムに今まで流れ込んでいる水の最大活用によって、何とかしのいでおります。畑においては、ほぼ支障ありません。水田については、ポツの2つ目、西原村土地改良区、農家代表をメンバーとした作付・水利用調整会議において調整を実施して、作付をしていただいております。この取組により、写真にございますとおり、水稻以外にサトイモ等が作付されるというところで、何とか限られた水利用に御協力をいただいております。

以上が、大切畑ダムの復旧状況でございます。熊本地震の総仕上げとして、最後まで地元へ寄り添って取り組んでまいります。どうぞよろしくをお願いします。

農地整備課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

③の資料により、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、通称、みどり新法について御説明します。

1ページをお願いします。

昨年、国はみどりの食料システム戦略を策定し、農林水産業、食品産業における環境負荷の低減を目指すことを世界に発信しました。

この戦略を実現するため、さきの国会においてみどり新法が制定され、本年7月1日に施行される予定です。

なお、みどりの食料システム戦略では、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化や化学肥料、農薬の大幅な削減等を目標に掲げており、新法はその戦略の裏づけとなるものです。

2ページをお願いします。

法律の趣旨は、環境と調和の取れた食料システムの確立に関する基本理念を定めることと、農林漁業に由来する環境負荷低減のための事業活動に関する認定制度を創設することの2点です。

その概要は、(1)基本理念等として、まず農林漁業者、事業者、消費者等の理解の下、連携を図ること、環境負荷低減と生産性向上の両立に資する技術を研究、開発すること及び農林水産物の円滑な流通を確保することがうたわれております。

また、国、県や農林水産業などの事業者、消費者の役割を明確化するとともに、国が講ずべき理解増進や技術の研究、開発などの施策が具体的に示されています。

(2)の計画認定制度については、まず国が環境負荷低減事業活動の促進の意義、目標に関し基本方針を策定し、県、市町村は、これに基づき基本計画を策定して国の同意を得ます。

次のページになりますが、農林漁業者は環境負荷低減事業活動の実施計画を県に提出し、県が基本計画に照らしてそれを認定する制度となっており、この認定を受けた農林漁業者は、税制や資金繰り等についてメリットを受けることができます。

また、環境負荷低減事業活動の認定だけでなく、基本計画に定めた特定区域内での集団的な取組や有機農業の団地化に係る栽培管理協定等も含めた認定を受けることにより、地区内における行政手続の簡便化等のメリット

措置も併せて受けることができます。

農林漁業者だけでなく、新技術の提供を行う事業者についても、基盤確立事業実施計画を作成し、国の認定を受けることにより、税制や資金などのメリットを受けることができます。

4ページをお願いします。

国が示した今後のスケジュールですが、7月1日の法律施行後、国では、基本方針の策定を進め9月に公表する予定です。

県では、10月以降、基本計画の作成に着手し、県計画の作成後に生産者の認定の受付を開始する見通しです。

次のページには、基本計画作成のイメージをお示ししています。

基本計画は、県と市町村が共同して作成するとなっており、県は既存計画を活用しながら簡易に策定できるとされています。

下の作成イメージ図のとおり、県が主導して広域ビジョンなどの県全体の計画を作成することが基本ですが、右の図のようにモデル案件の創出に取り組む意欲ある市町村も作成できます。

県または市町村は、モデル地区となる特定区域を計画の中で定めることができ、どちらの計画も県と市町村の連名で公表することとなります。

現時点では、手続に必要な事務処理要領や様式等が示されておらず、具体的な事務に取りかかるにはより詳しい国の説明が必要ですが、今後とも情報の収集に努め、みどりの食料システムの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課です。

報告事項④あさりの産地偽装問題にかかる対応状況について御報告します。

1ページをお願いします。

これまでのアサリ産地偽装への対応状況に

ついてです。

まず、2月1日に熊本県産あさり緊急出荷停止を宣言し、約2か月間アサリの出荷が停止されました。同時に消費者庁、農林水産省に対し、アサリ産地偽装への迅速な調査、取締りや長いところルールの見直し、DNA検査体制の整備の支援等について、2回の要望を行っています。

その結果、DNA検査体制については、国の機関から県水産研究センターへの技術移転が完了し、また3月30日には長いところルールの見直しが行われています。

また、2月から熊本県産あさりブランド再生協議会を4回開催し、県産アサリの適正な流通販売の仕組みである熊本モデルの構築に向け取り組んでいるところです。この熊本モデルにより、4月12日から約2か月ぶりに出荷が再開され、6月11日からはデジタル技術を活用した熊本モデルの第2ステージが始まったところです。

また、本定例会に熊本県産あさりを守り育てる条例を提案しているところです。

次のページをお願いします。

4月12日から、県産アサリを適正に流通販売する熊本モデルの第1ステージとして、出荷が再開されましたが、第1ステージでの3つのポイントがあります。

ポイント1の漁場では、漁獲情報や入札情報を県漁連のホームページで公開し、見える化しました。

ポイント2の認定工場では、混入防止のために統一した荷姿で出荷しました。

ポイント3の販売協力店では、県による認証や監視等により、販売状況の確認を行うこととし、県漁連から直接送付された産地証明書を掲示しました。

さらに、これらの3つのポイントでDNA検査を実施し、他産地のアサリが混入しないか確認しています。

次のページをお願いします。

第1ステージにおける漁獲から販売までの検証ですが、まず、ポイント1の漁場では、漁獲量は一潮目の4月12日から三潮目にかけて増加しており、四潮目の5月31日までに約46トンが漁獲されています。

次に、ポイント2の認定工場では、熊本及び山口に5つの工場を認定しています。

ポイント3の販売協力店では、潮ごとに店舗を増やし、374店舗を認証しています。

また、一潮目及び二潮目における販売金額を試算したところ、合計3,400万円となっています。

次のページをお願いします。

これは、販売協力店での消費者の反応について聞き取った調査結果です。

まず、①の熊本県産アサリへの反応については、58%の店舗から、出荷停止前と比べ好意的な意見、回答がありました。

また、②の産地証明書による消費者の購買行動については、69%の店舗から肯定的な意見がありました。

そのほか主な意見としては、熊本モデルは産地証明を見える化することで、消費者にも分かりやすく、安心、安全なシステムとの肯定的な意見がっております。

次のページをお願いします。

6月11日から開始した熊本モデルの第2ステージについてです。

アサリの流れやDNA検査体制は第1ステージと同じですが、異なる点は、QRコードを活用し流通する点です。

漁協の出荷から砂抜き、選別を行う認定工場、流通販売業者まで、アサリの流れに従ってリレー形式でQRコードを活用した流通過程の記録がクラウド上で行われ、店頭に掲示する産地証明書のデータが更新されます。これにより、この産地証明書から最新の出荷情報などを容易に確認することが可能になり、消費者がより安心して熊本県産アサリを購入することができるようになります。

次のページをお願いします。

現在開発しているQRコードを活用した県産あさり産地証明支援システムには3つの特徴があり、1つ目は、県産アサリの調達ルートや流通量が記録されることです。

2つ目は、産地証明書の産地情報を随時更新することで、消費者が最新の情報を確認することができることです。

3つ目は、マニュアルを見なくても直感的に分かりやすい操作画面になるようにしたことです。

また、6月11日から始まりました第2ステージの販売協力店については、5月25日から公募していますが、6月11日現在、九州、中国・四国地方、兵庫県エリアの589店舗を登録しています。

次のページをお願いします。

産地証明書については、第1ステージの課題を踏まえ、消費者の信頼確保と販売業者の負担軽減のため、掲載方法等を見直しています。

具体的には、左側の図になりますが、店頭に掲示する産地証明書を1年間有効とすることで、販売業者が入荷ごとに証明書を印刷する必要はありません。また、消費者がQRコードをスマホで読み取ると、どの漁協からいつ出荷されたものか、最新の産地情報を詳しく知ることができるよう工夫しています。

以上が熊本モデルの対応状況になります。

次のページをお願いします。

アサリ資源回復に向けた取組についてですが、今年の漁獲状況について御報告します。

近年、アサリ漁獲量は低位で推移していますが、今年の1月から5月末までの漁獲量は、水産振興課調べになりますが、有明海は44トン、八代海は10トン、合計54トンが漁獲されており、昨年令和3年の年間漁獲量35トンを上回っている状況です。

また、現在各漁場では、順調に漁獲が行われており、稚貝も多く見られております。

今後とも被覆網や網袋の設置など、増殖対策の取組を推進し、着実に漁獲につながるよう取り組んでまいります。

説明は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 入札契約制度の見直しについて、ちょっと1点だけ情報を共有したいのでお尋ねいたしますが、部長の総括説明の中にも早期の復旧復興という言葉がありました。事故繰りの報告もありました。

それを受けて、4ページの②でいけば、令和4年度は金額は下がるけれども、逆に九州地方整備局のほうの239億が事業化されるので、それに対応するためというような感じを受けたんですね。

で、そもそもが平成23年度に発注標準が決まって、B等級は1,500万円と。その後、資材の高騰や労務単価の高騰、いろんなことがありました。これ、期限が令和5年というふうになっていますが、その認識を今後ちょっと広げていかないと、私は中小企業の育成の観点からしてもちょっと違うんじゃないかなと、発注標準の見直しが今までなされてなかったの。

その辺ももうちょっと考えていただきたいと思うんですが、建設業協会支部との意見交換の中にも、県内全域に国土強靱化の事業等の工事があり、地元工事を優先したい、あるいはB等級の企業の一部には、元請としての受注余力があるというような声が出ていると思いますが、これ、多分Bの意見は含まれていませんよね。A1とA2の意見だと思うんですよ。ですから、やっぱりBの意見も聞かれたほうがいいと思いますね。

私、今日は農水の委員会なのであえて申し

上げますが、私たちの同級生なんか高校を卒業して地元に残った人は、一年一作のときは、冬場はみんな建設業に従事していました。それが構造改善事業や農地整備事業でオペレーターになったり一生懸命やっています。そういう方たちって、今もってBで活躍してくれて、半農半X、林建連携あるいは農建連携、こんなことで一生懸命やってくれていますよ。そして農業を支えている、一翼を担っているんだろうと思います。それからしても、やっぱりこの発注標準、そして地理的なこともありますし、やっぱりこれは3,000万は当然やられてもありがたいことです。しかし、発注標準を23年に制定してから1,500万のまま。やっぱり基本的にこの間口を広げてやらないと技能者の育成にはつながらないんだというふうな認識を持っていただきたいと思うんですが、その辺のことは何か考え方ありますか。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回の報告は、土木部と合わせての御報告になっております。

先生の御指摘のB業者の意見ということでございますけれども、土木部と今後は連携しまして、御意見のほうをしっかりと聞きながら、実態に合った発注制度ということを考えてまいりたいと思っております。

先生のおっしゃいました育成につきましても、併せて土木部と検討してまいりたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員 すみません、23年度から資材の物価スライドしてきましたよね、労務単価も変わってきました。だから、1,500万が今のベースでいけば一体幾らなのかということですよ、そもそもが。だから、そこも、暫定的かもしらぬけれども、今後見直してあげ

ないといかぬのじゃないかと思しますので、検討方——これは暫定的で本当ありがたいです、早期の復旧復興のためにですね。

ですから、今後そのB等級の発注標準の金額ですね、あの当時からすれば、相当資材も上がって、労務も上がっているんですけども、その幅の検討をぜひ報告方お願いいたします。

○西山宗孝委員長 要望ということで。

○緒方勇二委員 はい。

○西山宗孝委員長 よろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございますか。

本日は、出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合には、後日回答させていただきます。

その他で質問ございませんか。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

先ほど緒方委員のほうから御質問がありました軽油引取税につきまして、補足させていただきます。

農地・担い手支援課が回答しました軽油引取税につきましてはですが、個別の詳細につきましては、それぞれ御確認が必要かと思いますが、税務課によりますと、対象者は専業、兼業、法人、個人、区別はありませんで、トラクター等の農業機械の種類や用途によって判断しているということでございます。

以上、補足させていただきます。

○西山宗孝委員長 では、その他で質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会といたします。

午後0時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

農林水産常任委員会委員長